

京都市告示第 63 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科小山緯 9 号線	山科区小山鎮守町45番地の 1 地先から	旧	メートル 123.80	メートル 1.46 ~ 2.36
	同町19番地の12地先まで	新	123.80	1.46 ~ 4.01
山科小山緯11 号線	山科区小山鎮守町15番地の 1 地先から	旧	25.70	5.45 ~ 5.60
	同町13番地の 1 地先まで	新	25.70	5.25 ~ 6.01
油小路通	伏見区竹田向代町138番地の 1 地先から	旧	97.90	6.95 ~ 15.85
	同町200番地の 7 地先まで	新	105.70	54.00 ~ 62.00

(建設局土木管理部道路明示課)